

「集団的自衛権」って 何ですか？

日本は戦争を始めるの？

日本国憲法第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【Q1】 政府はいま、集団的自衛権の行使を認めようと言っていますが、そもそも集団的自衛権って何ですか？

A 自分の国は直接攻撃を受けていないが、自国と密接な関係にある他国が武力攻撃を受けている場合に、これに反撃することができる国際法上の権利とされています。

【Q2】 いままで政府は、集団的自衛権を認めてこなかったのですか？また、それはなぜですか？

A これまで政府は、一貫して、集団的自衛権の行使は日本国憲法9条の下では許されないという憲法解釈をとってきました。憲法も、必要最小限度の実力行使をする自衛権は認めているけれど、日本に対する直接の攻撃がない場合に他国のために反撃するのは、憲法が認める自衛権の範囲を超えてきたのです。

【Q3】 政府は、閣議決定や法律の制定・改正によって、憲法解釈を変えて集団的自衛権を認めようとしています。これには何か問題がありますか？

A 集団的自衛権の容認は、戦力の不保持と交戦権の否認を定めた憲法9条に違反します。また憲法に縛られているはずの政府や国会が、憲法を勝手に変えることにもなり、立憲主義にも反します。

【Q4】 集団的自衛権を「我が国の存立や安全が脅かされるおそれがある場合」などに限定して容認すれば、問題ないのではないですか？

A 「我が国の存立や安全が脅かされるおそれがある場合」というのはきわめて曖昧で、時の政府によって、いかようにも解釈されかねず、歯止めにはなりません。



【Q5】 集団的自衛権の行使を認めるとどうなるのでしょうか？

A 日本が戦争に踏み込むのが、現実の問題となるでしょう。例えば日本が攻撃を受けていないのに、アメリカなどが攻撃を受ければ、日本も戦うという選択があることとなります。これは、憲法9条が戦力を持たず、交戦権を否認した、最低限の歯止めをはずすこととなります。

【Q6】 これまでにどんな例がありますか？

A 9.11テロのあと、アメリカはアフガニスタンを攻撃し、イギリス、カナダなどは集団的自衛権の行使としてこれに参戦しました。現在までに、アメリカ兵は約2300名、イギリス兵は約450名、カナダ兵は約150名の死亡者を出しています。

そのほか、アメリカのベトナム戦争、ソ連のアフガニスタン侵攻など、集団的自衛権の行使を口実に行われた戦争は数多くあります。

【Q7】 日本国憲法のもとでは、海外での武力行使も禁止されているのではないですか？

A 集団的自衛権の行使を認めることは、海外での武力行使を認めることになるでしょう。

これまで、政府は、武力行使の目的で自衛隊を他国の領土等に派遣することや、PKOなどで他国の武力行使と一体化した活動をするこも、憲法9条に違反して許されないとしてきましたが、これらの解釈変更も検討されています。

【Q8】 東アジアで、核開発、ミサイル開発、軍備の増強がなされ、緊張が高まっていますが、集団的自衛権行使を容認することで抑止力が高まり、我が国の安全が確保されるのではないですか。

A 日本が再び戦争ができる国になることは、アジア諸国の危機感を募らせ、かえって、緊張を高めることにもなりかねません。各国が経済的にも依存しあっている今日の国際社会で平和を実現するには、地道な外交努力を積み重ねていくしかなく、またそれが最も現実的な方法だと思われます。

横浜弁護士会は、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対します

集団的自衛権の行使は憲法9条に違反するものであり、政府が憲法解釈を変更してこれを容認することは立憲主義に違反すると考えます。

横浜弁護士会は、2013年11月14日「集団的自衛権の行使の容認等による平和憲法の改変に反対する会長声明」を、さらに2014年5月20日には「憲法解釈の変更により、集団的自衛権の行使を容認することに反対する総会決議」を発表し、憲法を改正することなく、解釈によって、あるいは法律の制定によって、集団的自衛権の行使を認め、また海外での武力行使にも至りかねない道を開くことは、憲法9条に違反するものであり、憲法の平和主義の理念と基本原理を根本から改変するものであるとして、その危険性を訴えました。

憲法は、国の最高法規であり、政府や国会議員は憲法を守る義務があります。ところが、時に政府の判断で、憲法の基本原理や確立した憲法解釈を自由に変えてしまうとすれば、それは憲法を改正したのと同じことになってしまいます。これは、厳格な憲法改正手続を先達し、憲法は権力者を縛るためのものであるという立憲主義を否定するものです。

集団的自衛権の行使容認は、こうして日本をもう一度、
戦争をする国、できる国に作り替えてしまおうとするものです。
ですから、私たちはこれに反対します。

発行 横浜弁護士会
〒231-0021 横浜市中区日本大通 9 番地
電話 045-211-7705
URL <http://www.yokoben.or.jp/>